

奈良県告示第三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和四年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	池田 和貴
施術所の名称及び所在地	いけだ整骨院 香芝市瓦口二一〇二 サンラ イト五位堂
廃止年月日	令和四年二月二十八日